

平成30年度税制改正要望結果 (参考資料)

平成29年12月
内閣府

目次

<内閣府が主管の項目>

1. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充	1 ページ
2. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長	3 ページ
3. 特定地域における商売及び居住の実態のない店舗兼住宅にかかる固定資産税の 住宅用地特例解除措置	4 ページ
4. 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の特例措置の延長	5 ページ
5. 国家戦略特区における所得控除制度の延長	6 ページ
6. 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長	7 ページ
7. 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長	8 ページ

地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、本税制を延長(2年間)及び拡充する。

1 制度全体の拡充 ※東京23区からの本社機能移転(移転型事業)及び地方の本社機能拡充(拡充型事業)

(1)要件の緩和

●計画認定:移転・拡充先施設で従業員数が10人(中小5人)以上増加
<雇用促進税制の適用要件>
①単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小2人)以上増加
②前年度から法人総給与額が法人雇用増加率×30%以上増加
③1人あたり最大控除額60万円適用には前年度からの法人雇用増加率が10%以上



●従業員数が5人(中小2人)以上増加
<雇用促進税制の適用要件>
①移転・拡充先施設の雇用者数が2人以上増加
②法人雇用増加率×20%以上増加
③移転型は5%以上、拡充型は8%以上

(2)支援対象施設の拡充

支援対象施設:本社機能(事務所、研究所、研修所)のみ



工場内の研究開発施設も対象

2 移転型事業の拡充

(1)支援対象外地域の見直し

支援対象外地域:首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部



近畿圏及び中部圏の中心部を支援対象に追加
※オフィス減税は他地域と同率。雇用促進税制は最大80万円/人の税額控除

(2)要件の緩和

①対象区域:道府県内の一部に限定
②計画認定:計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者

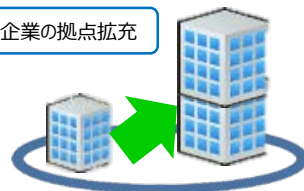


①小規模オフィス等の立地環境が整った中山間地域等も対象
②初年度に転勤者が過半数であれば、計画期間中では1/4以上の転勤者で可

※雇用促進税制の上乗せ部分(30万円×3年=90万円)とオフィス減税は引き続き併用可

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



地方にある企業の本社機能の強化を支援

地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人)以上
 対象施設：事務所、研究所、研修所 + 工場内の研究開発施設
 対象区域：地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

支援対象外地域：東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除4%又は特別償却15%**
 措置対象：建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件：2,000万円（中小企業者1,000万円）

移転型

東京23区からの移転の場合、
 拡充型よりも**支援措置を深掘り**



地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：同左 + 従業員増加数に関する以下の転勤者要件
 ①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は
 ②初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では1/4以上で可
 対象施設：同左
 対象区域：同左 + 小規模コア等の立地環境が整った中山間地域等

支援対象外地域：東京圏の既成市街地等

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除7%又は特別償却25%**
 措置対象：同左

雇用促進税制（本則）

適用要件：①特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が2人以上 ②前年度から法人総給与額が法人全体の雇用増加率×20%以上増加 ③事業主都合の離職者なし

①法人全体の雇用増加率が8%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大60万円**（注）を税額控除

②雇用増加率が8%未満の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除

①法人全体の雇用増加率が5%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大90万円(80万円*)**（注）を税額控除
 《拡充型の1人当たり最大60万円（注）に、増加雇用者1人当たり30万円(20万円*)上乗せ》
 * 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

②上記①のうち**上乗せ分は最大3年間継続**
 ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
 《法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》

※雇用促進税制の上乗せ部分（30万円×3年＝90万円）とオフィス減税は引き続き併用可

（注）増加雇用者が転勤者及び非正規雇用者の場合は減額。新規雇用者の40%を超える非正規雇用者は対象外。

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長（所得税）

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置を2年間延長するとともに、現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする

【要望結果】要望通り、2年間の延長と、設立時出資を対象とするよう拡充

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた地域再生計画を策定



内閣総理大臣による
地域再生計画の認定

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

【事業のイメージ】

- ① 地域の就業機会の創出
持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業
 - ・地元農産物の開発販売
 - ・道の駅等の運営
 - ・農家レストラン、農家民泊の運営 等
- ② 生活サービス等の提供
拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等
 - ・日用品の販売
 - ・ガソリンスタンドの運営
 - ・コミュニティバスの運行 等



寄附金控除を適用
(出資額分^(※)を総所得金額から控除)
※ 出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

- ・対象地域：中山間地域等の生活集落圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

人口減少、雇用状況の厳しい中山間地域等における雇用創出、生活サービス機能の確保
暮らし続けられる地域の維持発展

特定地域における商売及び居住の実態のない店舗兼住宅にかかる 固定資産税の住宅用地特例解除措置

※法律の成立を前提として措置

政策の背景

- 地方における空き店舗等の遊休資産を活用することによって、地域の魅力の創出、生産性の向上などを通じ活性化を図る。
- 空き店舗等活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金を含む関係府省による地域全体の価値を高めるための重点支援措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除措置等に関する仕組みを検討する必要がある。

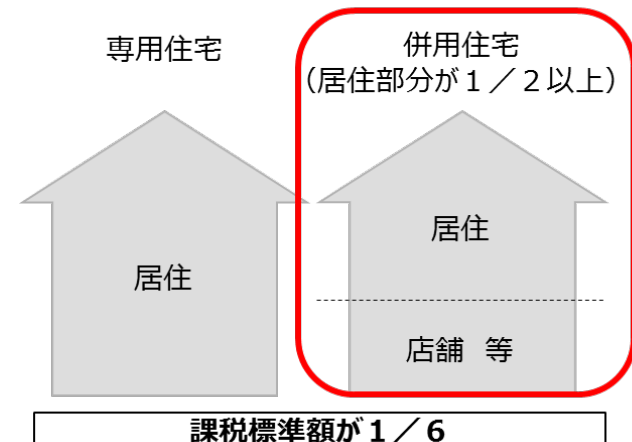
要望内容

地方自治体が計画を策定し、地域が一体となって進める商店街活性化の取組みに対して資金調達等での支援措置を講じる法律の整備を前提に、計画達成に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空家兼空き店舗等には、固定資産税の住宅用地特例を解除できることとする。

政策パッケージ(案)

- 地方創生推進交付金による重点支援措置
- 中小企業庁をはじめとした関係省庁の補助金・交付金等による優先的支援
- 空き店舗等の状態を解消し、新たに事業を行う者に対する、日本政策金融公庫の低利融資の実施
- 地方公共団体が定めた地域において、自治体のもと地域が一体となって作成した計画に基づいて、固定資産税の特例を解除できる仕組み

住宅特例の適用 (主なイメージ)



国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の特例措置の延長

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除及び固定資産税の特例措置について、見直しの上、適用期限を2年延長する。(H26年度創設)

制度概要(改正後)

○ 特別償却、税額控除

※青字は特定中核事業、黒字はそれ以外

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除。

		対象資産	延長1年目 (現行の措置どおり)	延長2年目 (H31.4.1以後に大臣確認を受けた 事業実施計画に記載された対象資産)
①特別償却、特別控除	特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	50%	45%
		建物及びその附属設備並びに構築物	25%	23%
	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%	14%
		建物及びその附属設備並びに構築物	8%	7%
②研究開発税制の特例	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	減価償却費の20%	減価償却費の20%
③固定資産税の特例	課税標準特例	機械・装置、開発研究用器具・備品	1/2	1/2

※特定中核事業: 特定事業のうち中核事業となる事業をいい、先端的技術を活用した医療等医療分野及び革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発を対象とする。

	現行措置(H30.3.31まで)	延長後(H30.4.1～H32.3.31 2年間)
対象事業	以下2事業を対象に含んでいる ○ 国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業 ○ 外国会社等に勤務する者の子女等を対象とした外国語による教育に関する事業	左記2事業を除外
要件の見直し	税制活用要件として 「規制の特例措置」または「利子補給の対象となる指定金融機関からの貸付」	左記要件を以下のとおり見直し 「規制の特例措置」または「利子補給金を受けるもの」

国家戦略特区における所得控除制度の延長

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例措置（事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度）について、指定会社の指定期限を2年延長する。（平成28年度創設）

制度概要

①対象事業

国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、②の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。（法律・政省令・告示レベルの規制の特例措置が対象）

②対象分野

「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等*」

※ 一定のIoT等：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

③主な法人指定要件

【指定期限】 平成32年3月31日

【設立時期】 国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。

【事業要件】 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）以外の業務を行わないこと。特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。

国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長

現行の国家戦略特区制度において認められている国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、適用期限を2年延長する。(平成27年度創設)

制度概要

○ 出資に係る所得控除

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

控除額：取得に要した金額(1千万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額

適用期限：平成32年3月31日

適用対象：適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人

会社要件：(1)小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下)
設立後、3年未満のベンチャー企業 かつ 一定の雇用増加、売上高営業利益率 2%以下
など

(2)農業・医療・バイオ分野の中小企業
設立後、5年未満のベンチャー企業 かつ 売上高営業利益率 2%以下 など

国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長

現行の総合特区制度において認められている国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置について、見直しの上、適用期限を2年延長する。(H23年度創設)

制度概要 (改正後)

○ 特別償却又は投資税額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

	対象資産	延長1年目 (現行の措置どおり)	延長2年目 (H31.4.1以後に指定を受けた法人の 事業実施計画に記載された対象資産)
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>40%</u>	<u>34%</u>
	建物及びその附属設備並びに構築物	<u>20%</u>	<u>17%</u>
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>12%</u>	<u>10%</u>
	建物及びその附属設備並びに構築物	<u>6%</u>	<u>5%</u>
	現行措置 (H30.3.31まで)		延長後 (H30.4.1～H32.3.31 2年間)
対象事業	以下2事業を対象に含んでいる ○ 国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業 ○ 国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業		左記2事業を除外